解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年十二月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年二月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月十七日

鹿児島市紫原六丁目一番一号

医療法人浩志会

清算人　山口　和志

第四十一期決算公告

平成二十七年十月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	三、六一五	流動負債	二、四二三
固定資産	七七二	固定負債	一、三九九
資産合計	四、三八八	株主資本	五六五
		資本金	三〇
		資本剰余金	二三
		利益剰余金	五一三
		（利益準備金）	（七）
		（その他利益準備金）	（五〇六）
		（当期純利益）	（六六）
		評価・換算差額等	△二
		負債・純資産合計	四、三八八

平成二十八年二月十七日

愛知県豊橋市立花町五七番地

サーラフィナンシャルサービス株式会社

代表取締役社長　石川　洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県石巻市流留字赤坂前一一番地一、最後の住所宮城県石巻市松原町一八番二号

被相続人　亡　阿部　政雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十七日

宮城県仙台市青葉区一番町一丁目一七番二〇号グランドメゾン片平四階

相続財産管理人　弁護士　北爪　賀章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県郡山市田村町御代田字徳定前五番地一、最後の住所福島県郡山市田村町御代田字徳定前五番地の一

被相続人　亡　小澤みどり

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十七日

福島県郡山市鶴見坦二丁目四番二一号

弁護士法人あさか法律事務所

相続財産管理人　弁護士　橋本　隆亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県日立市大みか町四丁目二四番地、最後の住所茨城県日立市大みか町四丁目五番三号

被相続人　亡　佐藤　泰久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十七日

茨城県日立市神峰町一丁目二番一五号甲南ビル二階　近藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　近藤　識之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区旭丘二丁目一〇番地、最後の住所東京都練馬区高松五丁目六番一八―二〇二号

被相続人　亡　**柗**本　和幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十七日

事務所東京都中央区京橋二丁目八番二一号―五階飯塚総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　荒木　理江

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区東新小岩四丁目七番、最後の住所東京都墨田区緑三丁目一〇番八―一〇〇一号

被相続人　亡　小早川和俊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十七日

事務所東京都港区赤坂二―二一永田町法曹ビル八階八〇二号川西・大沢法律事務所

相続財産管理人　弁護士　川西　秀樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県鎌倉市扇ガ谷四丁目五九〇番地、最後の住所神奈川県鎌倉市台四丁目一四番一二号

被相続人　亡　山﨑　宏之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十七日

事務所横浜市中区南仲通三丁目三五番地横浜エクセレントⅢ九階

相続財産管理人　弁護士　川島　志保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県燕市杉名一二八番地五、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　森田　久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十七日

新潟県三条市東三条一丁目五番一号川商ビル二階

相続財産管理人　弁護士　坂西　哲昌

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県額田郡幸田町大字菱池字源田四〇番地一、最後の住所名古屋市東区大幸三丁目八番六号

被相続人　亡　山下　晃一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十七日

名古屋市中区丸の内三丁目一七番四号第十一ＫＴビル十階酒井法律事務所

相続財産管理人　弁護士　水野　紀孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府富田林市若松町五丁目七一九番地、最後の住所大阪府富田林市若松町西二丁目一六九〇番地三　被相続人　亡　祐仙　啓史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十七日

大阪市中央区今橋二丁目二番二号南都銀行大阪北浜ビル五階

相続財産管理人　弁護士　市川　裕子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市中央区琴ノ緒町五丁目七番地、最後の住所神戸市中央区中尾町一四番二号

被相続人　亡　横山きぬ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十七日

神戸市中央区楠町六丁目二―六ハーバースカイビル六階　神戸ＡＩ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　林　亜衣子

第30期決算公告

平成28年2月17日

千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1ＷＢＧマリブウエスト26階

株式会社インターナショナルエアーカーゴーシステムインク

代表取締役　宗村　剛

貸借対照表の要旨（平成27年3月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	627	流動負債	158
固定資産	142	固定負債	16
繰延資産	6	退職給与引当金	2
		退職給付引当金	811
		株主資本	△195
		資本金	10
		資本剰余金	△48
		資本準備金	△48
		利益剰余金	△157
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	△159
		（うち当期純損失）	（57）
資産合計	775	負債・純資産合計	775